

# 第三中学校改築工事 基本設計業務委託

## 提案説明会実施要綱

### 1. 総則

(適用)

第1条 本要綱は、第三中学校改築工事基本設計業務委託を目的とした「第三中学校改築工事基本設計業務委託提案説明会」(以下「提案説明会」という)を実施する場合に適用する。

(提案説明会の目的)

第2条 提案説明会は、公募型プロポーザル方式を採用し、第三中学校改築工事基本設計を実施するための委託業務に係る委託予定業者を決定することを目的とする。

(参加業者選定要件)

第3条 提案説明会への参加業者選定要件は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加資格要件に適合すること。
- (2) 本公募型プロポーザルへの参加資格通知を受けた者であること。

(委託予定業者の決定)

第4条 本業務を実施するにあたっては、提案の審査機関及び審査事項・基準を設けて審査を行い、提案説明会に参加した業者の中から、各委員の意見を求め、委託予定業者を決定するものとする。

### 2. 提案審査委員会の設置

(目的)

第5条 第三中学校改築工事基本設計業務委託にあたり、地域の実情を熟知し、設計業務委託仕様書に基づいた業務を確実に遂行できる者を委託予定業者として決定するため、提案の審査機関として「第三中学校改築工事基本設計業務委託提案審査委員会」(以下「審査委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第6条 審査委員会は、委託業者選定要領に基づき、参加業者から提出された提案書及び提案説明会により、採用すべき業者を公正かつ厳正に審査するものとする。

(構成)

第7条 審査委員会の委員は以下の職にある者とする。

- (1) 館山市総合政策部長
- (2) 館山市教育委員会教育部長
- (3) 館山市建設環境部長
- (4) 館山市総務部長
- (5) 館山市教育委員会教育総務課長
- (6) 館山市建設環境部建設課長
- (7) 館山市建設環境部建築施設課長
- (8) 学識経験者(予定)

(委員長等)

第8条 審査委員会の委員長は、館山市教育委員会教育部長の職にある者をもって充てる。

(審査委員会の招集)

第9条 審査委員会は委員長が招集する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。

(委託予定業者の決定)

第10条 委員長は、第13条、第14条の規定により審査した結果に基づき、各委員の意見を求め、委託予定業者を決定する。

(代理出席)

第11条 各委員が審査委員会に出席できないときは、当該委員はその代理委員を指名して審査委員会に出席させ、審査決定権を代理委員に委譲するものとする。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、平成30年4月20日から契約締結に至るまでとする。

### 3. 選定方法

(選定基準)

第13条 提案説明会における審査事項・基準は次のとおりとする。

- ① 見積書による金額評価及び面談審査の総合的な評価により選定する。
- ② 面談審査における説明は、受託した場合における直接の担当者あるいは業務内容を熟知したものが行うこと。

③ 面談審査の審査事項・基準は次のとおりとする。

審査事項	評価事項	配点
組織評価	業務執行技術力 組織体制	10
取組体制, 担当者	当該業務の取組体制 主任担当者 各担当者	15
提案内容評価	敷地条件への理解 増築計画, 既存施設との関連性 安全の確保 将来の変化への対応性 (生徒数, 用途変更) 採光・通風計画 特別教室計画 上記以外【検討項目】に対する提案	35
	建設コスト抑制 ライフサイクルコスト抑制	15
	目的・条件・内容の理解度, 簡潔で分かりやすい 記載	5
	取り組み姿勢 提案内容の説得性	10

④ 評価ポイントは最高点を 100 ポイントとする。

内訳として、金額評価 10 ポイント、面談審査 90 ポイントとする。金額評価については、最低価格業者を 10 ポイント、他は契約上限額を 0 ポイントとして価格に応じた傾斜配点とする（小数点第 2 位以下切り捨て）。面談審査については、各項目前述の評価点とし審査員の平均値を採用する。

第 14 条 前条の規定により評価した結果、最高得点を委託予定業者とする。同点の場合は、見積金額の安い順とし、見積金額も同じ場合は、会社及び配置担当者の実績ポイントの高いものに決定する。

(庶務)

第 15 条 提案説明会及び審査委員会の庶務は、館山市建設環境部建築施設課及び館山市教育委員会教育総務課が所掌する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか，提案説明会及び審査委員会の運営に必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成30年4月20日から施行する。